

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から49年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

昭和50年11月頃、当時居住していた区において国民年金の加入手続きを行い、郵送されてきた納付書により区役所出張所の窓口において複数回に分けて申立期間①の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、この期間が未納とされている。

また、昭和54年に現在居住する市に転入して以降、国民年金の加入期間については、納付書により市役所の窓口において国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間②の3か月が未納とされている。

申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る国民年金保険料は、20歳に到達した当初の11か月分（申立期間①の保険料）が未納となっているものの、その後の国民年金加入期間（434か月）については申立期間②を除き納付済みであり、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、前後の国民年金保険料が納付済みとなっている申立期間②の保険料のみ未納であったとは考え難い。

また、申立期間②については、同一年度内の一部期間が未納となっているものであり、本来、特殊台帳が保管されるべきであるにもかかわらず、同台帳は保管されていないことから、同期間の国民年金保険料は納付済みであった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に払い出されてお

り、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間①の一部（昭和48年5月から同年9月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月20日から同年9月1日まで

昭和28年4月から平成10年2月末までA社及び関連事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和41年8月20日にA社B支店から同社本社に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事記録、雇用保険の記録及び同僚（複数）の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和41年8月20日にB支店から本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和41年9月の標準報酬月額）から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年3月1日まで
昭和58年3月1日頃にA社からグループ会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和58年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和58年2月の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（昭和58年1月の標準報酬月額）から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和58年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月5日及び19年7月5日は29万9,000円、同年12月5日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月5日
② 平成19年7月5日
③ 平成19年12月5日

事業所から賞与支払届の提出が遅れ、2年の時効を経過したため、申立期間に係る賞与について年金額に反映されないため、厚生年金保険の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、申立期間について、賞

与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、平成18年12月5日及び19年7月5日は29万9,000円、同年12月5日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の手続きを行い、また、申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月、同年5月、同年8月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月及び同年5月
② 平成6年8月
③ 平成6年10月

平成8年3月に就職して数か月が経過した頃、職場を訪れた役場の職員から過去2年分の国民年金保険料を納付することができる旨説明を受け、6年4月から8年3月までの保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が曖昧である上、オンライン記録から、平成6年4月から8年3月までの保険料（申立期間を除く。）は現年度納付、過年度納付及び過誤納による充当により複数回にわたって納付されていることが確認でき、この期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間①直後の平成6年6月及び同年7月の国民年金保険料は8年7月に過年度納付されており、この時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間②及び③の国民年金保険料については、平成8年12月に入金されているものの、過誤納として時効の到来していない期間（平成6年12月）の保険料に充当及び申立人に還付されており、社会保険事務所（当時）では、この入金時点では時効により収納できなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年7月から同年9月まで
実家に居住していた申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと母親から聞いているので、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

また、特殊台帳の記録及び年金事務センターの回答から、申立期間の国民年金保険料額(8,190円)は入金されているものの、社会保険事務所(当時)では、その時点において時効により申立期間の保険料として収納できなかつたため、保険料の差額(1,710円)を追徴した上で、昭和54年4月から同年6月までの保険料(9,900円)に充当したものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月から 11 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月から 11 年 2 月まで

20 歳になった頃、国民年金保険料の免除申請に必要な学生証の写しを実家に送り、母親に手続をしてもらった。翌年度の免除申請の際は、証明書類の添付が必要でなかったため母親が申請書のみを提出して手続を済ませてくれた。このため 20 歳に到達した月から学生納付特例の制度が導入される直前の平成 12 年 3 月までの国民年金保険料の納付については全て免除されていたはずであるので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間直後の平成 11 年 3 月から 12 年 3 月までの申立人の免除記録に係る申請が 11 年 4 月 26 日に受け付けられていることが確認できるが、通常、国民年金保険料の免除申請は申請月の前月からその年度末（3 月）までが対象となることから、同日以前に平成 10 年度の国民年金保険料に係る免除申請が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録から、平成 12 年 12 月 18 日に納付書が発行されていることが確認できるところ、その納付書は、発行時期及び申立人の納付状況から判断して、申立期間の保険料（時効により徴収権が消滅している平成 10 年 3 月から同年 10 月までを除く。）に係る過年度納付書であると推認でき、申立期間の国民年金保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年1月1日まで
昭和25年6月1日から29年8月までA事業所においてB業務に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じく昭和26年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、入社当初は試用期間があったため入社した日と被保険者資格を取得した日は合致していない旨回答している上、申立てに係る事業所の元事業主も、入社当初は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨回答しており、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、元事業主は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の事実について確認できない。

さらに、申立人は、当時の社会保険事務担当者であった元妻から、「あなたのことを正社員にしておいたし、厚生年金保険に加入させておいた。」と言われたと主張しているが、その時期は申立人が元妻と同居（昭和25年12月頃）後であったと述べており、申立人が被保険者資格を取得した日（昭和

26年1月1日)が不自然であるとまではいえない上、この元妻は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況について確認できない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで

申立期間①についてはA小学校において、申立期間②についてはB中学校において、それぞれ常勤講師として勤務していたが、ねんきん定期便により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知った。勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無いのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する勤務記録（県が発行）及び県教育事務所が保管する発令簿から、申立人が申立期間において申立てに係る学校において期限付きの常勤講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記学校の職員に係る社会保険事務を行っている県教育事務所では、当時は県教育長通達に基づき、期限を付して任用する常勤職員については、国民健康保険及び国民年金に加入したいとの申出があったときは、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、申立人は、申立期間においては国民健康保険に加入していた上、県教育事務所（勤務した学校を含む。）において厚生年金保険の加入手続を行った記憶や、健康保険証及び年金手帳の交付を受けた記憶もない旨供述しており、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、申立人が記憶している常勤講師であった同僚（複数）にも申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、県教育事務所は、申立人に係る賃金台帳等は保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。